

千葉県保育協議会会則

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は千葉県保育協議会と称し、千葉県社会福祉協議会定款第 3 4 条に基づいて設置するものである。

(目的)

第 2 条 本会は児童福祉の拡大を図り、保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という）の保育内容の充実、発展並びに職員の資質の向上に寄与することを目的とする。

(事業所)

第 3 条 本会の事務所は千葉県社会福祉協議会内に置く。

第 2 章 会 員 及 び 組 織

(会員)

第 4 条 本会の会員は千葉県内の保育所等をもって構成し、施設代表者（公立施設にあっては当該施設直属の主管課長、民間施設にあっては当該施設設置法人理事長を含む）は公立施設長部会及び民間施設長部会、その他の職員は保育士部会を組織する。

(会費)

第 5 条 本会の会費は別に定める会費規程に基づいて納入する。

(部会の構成)

第 6 条 第 4 条に定める会員は次の部会を構成する。

- (1) 公立施設長部会
- (2) 民間施設長部会
- (3) 保育士部会

2 保育士資格を持つ施設長は、保育士部会の要請により保育士部会に所属することができる。

3 各部会の規程は別に定める。

(支会の構成)

第 7 条 本会は県内 1 3 ブロックに支会を置く。

2 各支会は施設長部会と保育士部会によって支会運営に必要な設部門を設け支会活動を行う。

3 各支会は本会の目的遂行に寄与するため、支会役員 3 名を常任委員として選出する。

4 各支会の規程は別に定める。

第3章 事業

(事業内容)

第8条 本会は第2条に定める目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 保育所等の運営、管理に関すること。
- (2) 職員の研修と福利に関すること。
- (3) 児童の福祉並びに保育の質を高めるための調査研究に関すること。
- (4) 各施設及び関係団体等の情報交換、広報に関すること。
- (5) 関係機関、団体との協調並びに支会との連絡調整に関すること。
- (6) 公立、民間活動の育成と支会活動の連絡調整に関すること。
- (7) 法人の運営、経理等に関すること。
- (8) その他必要と認める事項に関すること。

第4章 役員を選出と任務

(役員及び定数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 5名以内 |
| (3) 部会長 | 3名 |
| (4) 副部会長 | 3名 |
| (5) 常任委員 | 39名以内 |
| 支会選出委員 | |
| 会長推薦委員 | 若干名 |
| (6) 監事 | 2名 |

(役員を選出)

第10条 前条に定める役員は次の方法により選出する。

- (1) 会長
会長は、別に定める千葉県保育協議会会長選任に関する内規に基づいて常任委員会より選出し総会において承認する。
- (2) 副会長
副会長は、各部会長の他に会長が指名する。
- (3) 正副部会長
正副部会長は、部会委員の互選とする。
- (4) 常任委員
常任委員は、第7条において定める支会組織により選出された公立施設長、民間施設長及び保育士等を代表する者各1名とする。
但し会長は、常任委員会の承認を得て常任委員を委嘱することができる。
なお、会長が選出された支会は、常任委員を1名追加することができる。
- (5) 監事
監事は、常任委員会において選出し、総会において承認する。

(役員の仕事)

第11条 前条において選出された役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長

会長は本会を代表し会務を統轄する。

(2) 副会長

副会長は会長を補佐し会務の円滑な発展を図ると共に、会長事故ある時は合議制により会務を執行する。

(3) 正・副部会長

正・副部会長は、部会委員と共に会務を執行する。

(4) 常任委員

常任委員は、常任委員会の構成員としての会務の審議、議決にあたる。

(5) 監事

監事は、年2回会務及び会計を監査する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は2年とする。但し再任を妨げない。

2 補欠役員に選出された者の仕事は、前任者の残任期間とする。

3 役員は任満後も後任者が就任し役員の仕事の引き継ぎが終わるまで職務を行うものとする。

(顧問、相談役)

第13条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、常任委員会の推薦により会長が委嘱する。

第5章 審議及び議決機関

(総会)

第14条 本会は、総会を最高の議決機関とし年1回定期に開催する。

但し会長が必要と認めた場合、又は常任委員会の2分の1以上の開催要求があった時会長は臨時に総会を開催しなければならない。

2 総会は、役員の仕事の承認、事業計画、予算決算、会則の変更及びその他重要事項を決定する。

3 総会出席者は、各施設2名とし、うち1名は、保育士部会員とする。

(常任委員会)

第15条 常任委員会は年4回開催する。

常任委員会は、総会に次ぐ議決機関として次のことを審議する。

(1) 定期総会及び臨時総会に提出する議案資料の作成に関すること。

(2) 定期総会及び臨時総会より委任された議事々項の処理に関すること。

(3) 第10条に定める役員の仕事の選出、推薦、承認事項に関すること。

(4) 総会において承認された事業計画及び予算の補正並びに決算に関すること。

(5) 支会組織の報告、案件の処理及び支会の連絡調整に関すること。

(6) 本会会則に関すること。

(7) 本会規程に関すること。

(8) 各種準則に関すること。

(運営委員会)

第16条 会長、副会長、各正副部長及び各専門委員長は運営委員会を組織する。

2 運営委員会は、緊急に審議すべき事項の協議にあたるほか常任委員会及びその他の会議の議案を作成する。

(支会長会議)

第17条 会長は、会務の推進をはかるために必要に応じて支会長会議を開催する。

2 支会長会議は、各支会の情報交換を行い連絡調整等について協議する。

(専門委員会)

第18条 本会に次の専門委員会を置く。

(1) 総務

(2) 研修

(3) 広報

(4) 調査研究

2 各委員会の構成員は、常任委員及び会長が認めた委員をもってあたる。

(会議の運営と決議)

第19条 第14条以下第18条までに定める各会議の運営、決議は次のとおりとする。

(1) 出席者は過半数でなければならない。

但し委任状のあるものは、これを出席とみなす。

(2) 採決は、多数決とする。

(3) 可否同数の場合は議長が決める。

(4) 会議は、これを招集した者が議長となる。

(5) 本会の各組織及び執行機関は、書記、会計を置き、記録の保存と会計の報告にあたる。

第6章 執行機関

(事務局)

第20条 本会は日常業務を処理するため千葉県社会福祉協議会内に事務局を置く。

(施設長部会)

第21条 第6条第1項に定める各施設長部会は、これを執行機関として常任委員会より附託事項及び運営委員会、支会長会議、専門委員会よりの附託案件の処理にあたるものとする。

2 各施設長部会は、保育士部会との共通事項等について合議のうえ処理にあたるものとする。

(保育士部会)

第22条 第6条1項に定める保育士部会は、これを執行機関として常任委員会よりの附託事項及び運営委員会、支会長会議、専門委員会よりの附託案件の処理にあたるものとする。

2 保育士部会は、各施設長部会との共通事項等について合議のうえ処理にあたるものとする。

(執行機関の特例)

第23条 第6条各項に定める執行機関の外、会長は懸案事項、その他の案件の早期処理すべき必要が生じたときは、常任委員会の議を経て特別に執行機関を設けることができる。

第7章 会 計

(収入財源)

第24条 本会の会計は次の収入をもってあてる。

- (1) 会費
- (2) 県費補助金
- (3) 県委託事業委託金
- (4) 県社会福祉協議会補助金
- (5) 共同募金配分金
- (6) 利子
- (7) 寄附金及びその他の収入

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(諸規程)

第26条 旅費規程、慶弔規程は別に定める。

第8章 解散及び清算

(解散)

第27条 本会の解散は総会において会員の3分の2以上の同意がなければ行うことができない。

(清算)

第28条 清算に関する事項は、解散に同意した常任委員の議決による。

附 則

- 1 この会則の運営上必要な事項は、常任委員会において定める。
- 2 この会則は昭和55年5月10日より実施する。
- 3 昭和56年5月15日一部改正
- 4 昭和57年5月20日一部改正
- 5 昭和59年5月16日一部改正
- 6 平成 4年5月18日一部改正
- 7 平成 7年5月22日一部改正
- 8 平成11年5月11日一部改正
- 9 平成14年5月10日一部改正
- 10 平成15年5月 7日一部改正
- 11 平成29年5月17日一部改正
- 12 令和 4年5月31日一部改正